

ふるさと納税で 社会課題解決に取り組む起業家 を応援！

令和8年度ソーシャルスタートアップ成長支援事業 支援対象者募集

福岡市は、人々の持続的でより良い生活の実現に向けて、社会や地域の課題解決に取り組むソーシャルスタートアップを応援しています。

公募を通じて認定したスタートアップの熱い想いや事業内容を福岡市ふるさと納税サイトに掲載。起業家の想いに共感する個人・企業の方々から寄附を集め、それを原資に補助金を交付します。

本日**3月31日(火)より 令和8年度支援対象スタートアップの募集を開始**しましたので、周知ご協力をお願いします。

記

1. 募集内容

応募条件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内外の人々の持続的でより良い生活の実現に向けて、社会や地域の課題解決に取り組むソーシャルスタートアップであること。 ・事業内容が、市内外の人々から広く共感を得られるものであること。 ・福岡市内に本店を置き、概ね創業10年以内。 		
募集件数	5件程度	応募締切	5月11日(月)正午まで(メール提出・必着)
補助対象経費	経営基盤の強化のための取組みにかかる経費		
補助上限	[Aコース]750万円内で集まった寄附額 [Bコース]300万円内で集まった寄附額 ※プロジェクト内容や寄附集めの実現度を考慮し、いずれかのコースをご選択ください。		

◆ソーシャルスタートアップとは

福岡市民をはじめ、市内外の人々の持続的でより良い生活の実現に向けて、社会や地域の課題解決に資する事業を営む中小企業等をいう(個人事業主の方も対象です)。

◆寄付集めのための支援

ふるさと納税への寄附集めは、認定スタートアップが積極的に広報するものとしますが、主に情報発信の観点で下記のような支援も予定しています。



- ・福岡市ふるさと納税サイトに掲載
- ・福岡市広報媒体に掲載



- ・イベント内でプレゼン登壇機会提供



- ・市外在住の個人の寄付者の方で、希望する方には返礼品を送付

2. 公募後の予定

- 6月中旬 採択企業決定(予定)
- 8月～10月末 ふるさと納税 寄附集め期間
- 11月～3月末 補助対象事業実施

詳細はこちら



ホームページ

3. 募集内容詳細

別紙のとおり。

福岡市 ソーシャルスタートアップ支援 で 検索

【本リリースに関する問い合わせ先】

福岡市経済観光文化局 創業推進部 創業支援課 担当：吉原
Tel：092-711-4342 (内線 2526) FAX：092-733-5748

令和8年度 募集要項

1. 目的

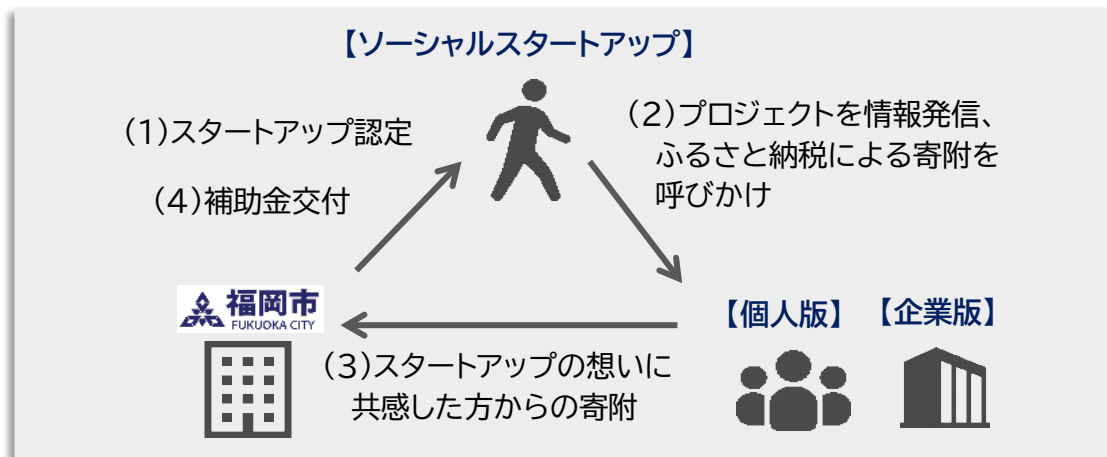
本事業は、社会や地域の課題解決に取り組むソーシャルスタートアップ(注1)を対象に、ふるさと納税制度を活用した資金調達手段を提供することで、経営基盤強化のための取り組みを支援し、人々の持続的でより良い生活の実現を図ります。

(注1) ソーシャルスタートアップ

市内外の人々の持続的でより良い生活の実現に向けて、社会や地域の課題解決に資する事業を営む中小企業等をいう(個人事業主の方も対象です)。

※社会福祉法人、NPO 法人、一般社団法人、公法人は本補助金の対象外。

2. 事業の概要



(1)スタートアップ認定

支援対象となるソーシャルスタートアップを、公募により認定します。

(2)寄付の呼びかけ

認定スタートアップは、寄付目標額を定め、福岡市ホームページ等に取り組むプロジェクトとともに掲載します。それぞれの目標額に向けて、自らで積極的に情報発信し、寄付を呼びかけます。

(3)共感した方からの寄付

「個人版ふるさと納税(注2)」および「企業版ふるさと納税(注3)」の両制度を活用し、共感いただいた方からの寄付を受け入れます。

(4)補助金交付、プロジェクト実行

目標額の達成・未達成によらず、集まった寄付の同額を補助金として交付します。

これらの補助金をもって、認定スタートアップは持続的な課題解決に向けて、経営基盤強化のためのプロジェクトに取り組みます。

(注2) 個人版ふるさと納税

地方税法第 37 条の2、第 314 条の7および所得税法第 78 条に規定する寄付をいいます。
寄付者は、所得税や住民税の控除を受けられるほか、市外在住の希望者には返礼品をお送りします。

(注3) 企業版ふるさと納税

「福岡市まち・ひと・しごと創生推進計画に定める事業」に対して、民間企業が行う地方創生応援税制上の寄付をいいます。寄付企業は、法人関係税について税制上の優遇措置が受けられます。

3. 補助対象者

補助事業の対象者は、次のすべてに該当するものとします。

- 事業内容が市内外の人々から広く共感を得られるソーシャルスタートアップであること。
- 福岡市内に本店を置き、創業概ね 10 年以内であること。
- **調達資金が目標額に達しない場合も、補助事業を実施**する者であること。
- 取り組む課題の解決に向けて、測定可能な効果指標を設定すること。
- 市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していないこと。
- 役員が福岡市暴力団排除条例(平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4. 補助対象事業

補助対象となる事業は、「経営基盤を強化するための取組み」です。

(参考) 経営基盤とは

経営基盤とは、経営を成り立たせる上で必要な土台のことです。

事業を継続的に営み、成長するのを総合的に支える「人材」「資金」「情報」等の資源を充実させ、組織としての力をつけていくための取組みを補助対象とします。

(参考) 過去採択の取組み例

- EC サイトから新たに小売店販売を開始するため、商品パッケージのデザイン刷新
- 新規顧客開拓のための新商品開発
- サービス提供のためのアプリ開発
- 認知度向上のための広報、モニター募集

5. 補助対象経費・補助対象期間

下記の表のとおりです。

補助対象経費	補助対象期間
経営基盤の強化のための取組みに必要な経費 〔ただし下記を除く。〕 ・交際費、慶弔費、懇親会費、食糧費等 ・租税公課(消費税や公共料金等) ・金融機関への振込手数料、代引手数料	交付決定日から令和9年3月31日まで ※補助対象期間中に発注し、かつ支払が完了した経費が補助対象となります。

※国、地方公共団体(本市を含む。)その他のこれらに準ずる団体より、他の補助金、助成金制度において交付を受けている経費は、本補助対象経費から除外します。

6. 補助上限額・募集件数・目標額

(1) 補助上限額について

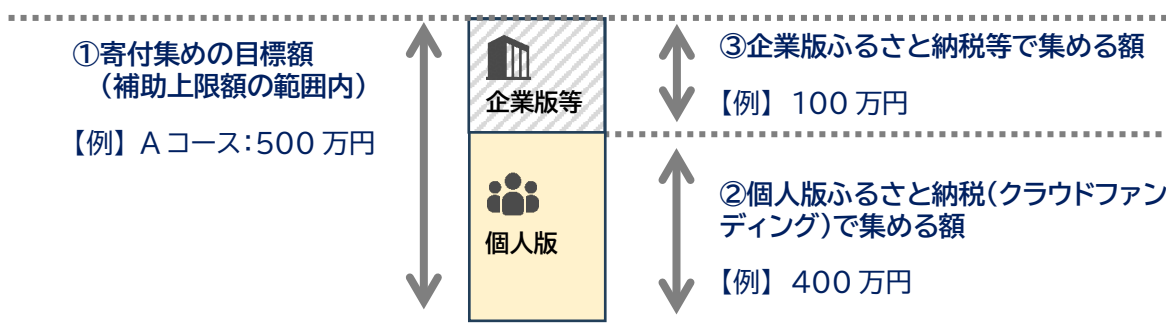
補助上限額は下記2コースがあります。表中の「想定プロジェクト」は、例示です。

	Aコース	Bコース
補助上限額	750万円まで	300万円まで
募集件数	1件程度	4件程度
想定プロジェクト	アプリや製品開発を伴うなど、 Bコースと比べ 大きな資金を必要 とするプロジェクト (例) プロダクト開発費、広報費、 営業人件費 等	営業、会社の認知度向上のための 広報といったプロジェクト (例) 人件費や交通費、広報費、 実証実験謝礼 等

(2) 目標額の設定について

公募の申請時に、経営基盤強化の取組みの必要額、目標額達成の実現度を考慮し、「希望する補助金のコース」と「①寄付集めの目標額」、「②うち、個人版ふるさと納税制度(クラウドファンディング)で集める額」をそれぞれ設定してください。

ただし、より多くの方に共感いただき、社会全体でソーシャルスタートアップを支える機運を高めるため、「②うち、個人版ふるさと納税制度(クラウドファンディング)で集める額」については、**最低100万円以上の額を設定**ください。



(3)コースの確定について

予算の範囲内で、審査結果の上位から順に、補助上限額のコースを割り振り、補助上限額を福岡市が設定します。

(4)寄付集め～補助金の交付について

「②個人版ふるさと納税」は、福岡市が契約するクラウドファンディング型ふるさと納税サイトを通じて、個社ごとに寄付を集めます。補助金は、目標額の達成・未達成によらず、その集まった寄付と同額を交付します。

「③企業版ふるさと納税等」は、個社単位ではなく、認定全社への寄付として集めます。

補助金は全社あての寄付を原資に、「②個人版ふるさと納税(クラウドファンディング)」の実績に応じて、福岡市が決定した額を各社へ交付します。

7. 応募について

【提出期限】 **令和8年5月11日(月)正午 必着**

【提出方法】 「13.お問い合わせ先」のメールアドレスに送付

【提出形式】 PDF ファイル形式（15MB 以下）

【提出書類】 以下の書類データを提出ください。

提出書類	備考	
(1)事業認定申請書(様式第1号)	全員必須	押印は不要です。
(2)事業計画書	全員必須	
(3)役員名簿	全員必須	暴力団排除のため福岡県警察への照会確認用。
(4)履歴事項全部証明書写し	全員必須	個人事業主の方は開業届を提出ください。
(5)定款、規約等	法人のみ	個人事業主の方は提出不要です。
(6)その他参考となる書類	任意	その他、参考となる書類がある場合

【注意事項】

- ・提出に際しては、添付ファイル合計は15MB以下でお願いします。
容量を超える恐れがある場合は、分割して送信してください。
- ・メールにて受領後、2営業日以内に受領通知をメールにて返信します。
2営業日を過ぎても受領通知が届かない場合は受信エラーの可能性があるので、
「13.お問い合わせ先」へ必ずご連絡をお願いします。
- ・提出書類は本補助金審査以外の目的には使用いたしません。

8. 補助金交付までの流れ・スケジュール

R8.4-5月	6月	7月	8-10月	11-3月	4月
<ul style="list-style-type: none"> ● → ★5/11 申請締め切り ● → ★ ・書類審査 ・プレゼン審査 	<ul style="list-style-type: none"> → ★ 結果通知 				
	<ul style="list-style-type: none"> ● → ・寄付サイト制作 ・寄付集め準備 		<ul style="list-style-type: none"> ● → 寄附集め 目標額に到達次第、寄付受入れ終了。 目標額に到達しない場合も、10月末で寄付受入れ終了。 		
				<ul style="list-style-type: none"> ★交付申請、交付決定 ● → 補助対象事業実施 成果報告会★ 実績報告★ ★ 補助金支払い (注4) 	

令和 8 年 3 月 31 日(火) 支援対象スタートアップ募集開始、質問受付開始

令和 8 年 5 月 11 日(月)12 時 申請の締め切り(必着)

令和 8 年 5 月 22 日(金)までに書類審査(一次審査)結果を申請者全員にご連絡

令和 8 年 5 月 27 日(水) プレゼンテーション審査(二次審査)

令和 8 年 6 月中旬 認定結果通知

令和 8 年 8 月～10 月 ふるさと納税寄付集め

令和 8 年 11 月～ 補助金交付申請、交付決定、補助対象事業実施

令和 9 年 3 月頃 成果報告会

令和 9 年 3 月 31 日(水) 実績報告(領収書等の提出)

令和 9 年 4 月頃 補助金の交付 (注4)

(注4) 補助金の交付時期について

補助金の交付については、原則、実績報告を市が受け付けた後、事業の実績や支出内容等を証拠書類等により確認できた後となります。

ただし、やむをえない事情により**事業完了前の補助金の概算払いを希望する場合は、別途、福岡市へご相談ください。**

9. 審査方法について

(1) 審査方法

提出された「事業計画書」に基づき、書類審査(一次審査)とプレゼンテーション審査(二次審査)により、補助対象事業を認定します。

一次審査通過者のみが、二次審査に進みます。

(2) プレゼンテーションについて

「事業計画書」をもとに、10分間のプレゼンテーションの後、質疑応答を10分間行います。

ご出席いただく時間帯や参加方法等の詳細については、一次審査結果の通知時にご案内します。

※プレゼンテーションでは、提出書類に記載されていない提案・計画等の追加はできません。

※二次審査に不参加の場合は、申請を辞退したものとみなします。

10. 留意事項

- 各申請にかかる費用は、すべて申請者が負担するものとします。
- 審査結果に関する質問は一切受け付けません。
- 提出書類に虚偽があった場合、又は必要な手続きを行わない場合は、認定の後であっても認定を取り消すことがあります。

11. お問い合わせ先

下記の電子メールよりお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 福岡市 経済観光文化局 創業推進部 創業支援課

【電子メール】 startup.EPB@city.fukuoka.lg.jp

【回答方法】 3営業日以内に、電子メールにて回答いたします。

※「よくある Q&A」をホームページに掲載しておりますので、そちらもご確認ください。

12. 参考(中小企業等)

本事業における中小企業等は、以下のとおりです(個人事業主も含む)。

業種・組織形態		資本金・従業員の数
中小企業基本法等に定めのある法人	①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下、又は常時使用する従業員の数が 300 人以下
	②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下、又は常時使用する従業員の数が 100 人以下
	③サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下、又は常時使用する従業員の数が 100 人以下
	④小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下、又は常時使用する従業員の数が 50 人以下
	⑤ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下、又は常時使用する従業員の数が 900 人以下
	⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下、又は常時使用する従業員の数が 300 人以下
	⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下、又は常時使用する従業員の数が 200 人以下
	⑧その他業種(上記以外)	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下、又は常時使用する従業員の数が 300 人以下

※ただし、上記に該当する場合でも、下記に当てはまる場合は非該当となります。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- ・その他、本支援金の目的・趣旨から適切でないと福岡市が判断する者